

➤ リスク評価制度の概要

参考2-1-2

○ 2006年1月有害物ばく露作業報告制度を創設

厚生労働省は2006年1月に有害物ばく露作業報告制度を開始した。対象となる化学物質を年間500kg以上製造し、又は取扱った事業者が作業に関する報告を提出することを義務化。

○ 化学物質の有害性情報及びばく露情報をもとに、リスクを評価を実施

厚生労働省は対象となる化学物質の有害性情報を収集するとともに、有害物ばく露作業報告のあった事業場の一部に対し作業実態調査を実施。

—2006年:5(5)、2007年:10(10)、2008年:20(44)、2009年:0(20) ※括弧内は報告対象物質数

○ リスクが高いものについて、必要な規制を実施

厚生労働省はリスク評価の検討会を設置し、有害性及びばく露情報をもとにリスク評価を行い、この結果リスクが高いと判断された場合に、法令による規制や行政指導を実施。

ある物質を対象物に選定
発がん等重篤な有害性の

有害物ばく露作業報告

有害性情報・
ばく露情報

国によるリスク評価

○ 平成19年12月改正
ホルムアルデヒド、1, 3-ブタジエン及び硫酸ジエチルの規制措置の強化

○ 平成20年11月改正
ニッケル化合物、砒素及びその化合物の規制措置の強化

主要な措置

- ・容器等への表示、発散抑制措置等
- ・漏えい防止のための措置等、作業主任者
- ・作業環境測定、健康診断、その他の措置